

C M S 管理要領

令和 7 年 4 月 1 日
南部町訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、南部町ウェブサイト運用管理規程（令和 7 年南部町訓令第 7 号。以下「訓令」という。）第 4 条第 3 項の規定及び南部町ウェブサイト管理要綱（令和 7 年南部町告示第 4 8 号。以下「要綱」という。）に基づき、南部町公式ウェブサイトのうち、C M S を使用してウェブページを作成し公開している範囲（以下「南部町ホームページ」という。）について、C M S の管理区分と掲載情報の作成等について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、訓令及び要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) C M S 運用管理者 情報政策担当課長をいう。
- (2) メインメニュー等 南部町ホームページのうち、C M S 運用管理者（以下「運用管理者」という。）が作成し管理を行うウェブページをいう。
- (3) 所属ウェブページ 南部町ホームページのうち、各所属が作成し管理を行うウェブページをいう。

(C M S の利用)

第 3 条 運用管理者は、各所属が C M S を利用して、所属ウェブページの作成が行えるよう、所属長に所属ウェブページの管理に必要なユーザアカウントとパスワードを付与するものとする。

(ウェブページの管理)

第 4 条 所属ウェブページの管理について、各所属は掲載情報の問い合わせを明記し、問い合わせについては責任をもって対応しなければならない。

- 2 運用管理者は、各所属に対しウェブページ作成の指導と各所属ウェブページの内容修正を行うことができる。

(その他)

第 5 条 この要領に定めのない事項は、運用管理者が判断するものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。